

協議項目	議会基本条例の見直しのまとめ	主な意見の集約（詳細は委員会記録参照）	その他の意見
1. 日曜議会の開催	平成31年3月定例会から日曜議会を中止する	○開かれた議会を目指して日曜議会を開催してきたが費用対効果や傍聴者の参加状況をふまえて中止する。 ○インターネット録画中継の充実、広報の在り方等も視野に入れながら日曜議会の開催を中止する。	・4年に一度開催するという意見もあり、機会をもうけて検討する。
2. インターネット録画中継の充実	録画中継の環境整備をはかり充実する	○充実させる方向で全会派の意見が一致	・ライブ中継の要望については課題がある。
3. プロジェクターを活用したわかりやすい議会運営	会議場や設備等の課題もあり行わない	○議員から資料を提出する面でメリットもあるが設置場所、費用や効果、本会議や委員会の記録としての残し方等について課題がある。	
4. 議員間討議	今後も協議、検討する	○先進地の視察や勉強会などを実施し検討する。 ○他議会の実情も踏まえて和光市議会として検討する必要がある。	
5. 議員の資質向上	研鑽に努めると共に研修や視察の機会を設ける	○議員としての責務と役割をはたすために調査することや個々人の自覚も含めて資質を向上する。 ○執行部による研修の実施あるいは研修後の討議なども資質の向上につながる。 ○図書室の充実と活用も必要である。	
6. 議会報告会のあり方	現状の取り組み方法で継続する	○当初予算および決算審査の概要報告とテーマを決めた意見交換会は実施後に反省と課題を出し合いながら取り組んできた。 ○実施要領の見直しなど、その都度、適切な対応をはかりながら継続する。 ○意見交換会のテーマが課題である。	
7. 陳情の取り扱い	申し合わせにもとづき、現状を維持する	○賛否をとらない方法は、市民にわかりにくいので現状のままでよい。 ○委員会での審査概要と結果の報告に対して、本会議で委員外議員も討論で意見を述べることができるので見直しの必要はない。	
8. 決算のあり方	試行的に行ってきた決算審査の分割付託を各常任委員会に分割付託する	○常任委員会は専門分野として議案審査を行っているので、今後も審査は分割方式とする。 ○9月定例会は委員会の相互傍聴が日程的にできないため、全体の決算審査の概要を把握できないという課題がある。	
9. 一般質問のあり方	○質問方式と質問時間は現状を維持する ○一般質問の内容と議案の内容が同じ場合は、委員会審査を尽くす努力が求められる	○最初に質問項目の全てを質問し、2回目からは個々の質問で1問1答式で行うのが分かりやすい。 ○一般質問は自治体行政の広範な分野にわたり質問が可能で、住民の多面的な要求を縦横に質問ができる機会であり持ち時間を短くすべきではない。	
10. 政務活動費	政務活動費の公開方法は現状の扱いとする	○領収書の全てをインターネットで公開することはむずかしい。 ○公開を求められた場合は領収書も含めて閲覧することができる。	

協議項目	議会基本条例の見直しのまとめ	主な意見の集約（詳細は委員会記録参照）	その他の意見
11. 事務局強化	現状の態勢でよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員の政策能力と提案力を向上させることが重要であり、議員の努力が求められる。</li> <li>○現状でも事務局職員の力を活用することは可能であり、どのようにレファレンス能力を発揮してもらうのか議員側が検討する必要がある。</li> <li>○政務活動費を活用して、調査や資料の購入も可能になっているので現状でよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書費を削減してきた経緯があり、他議会の実情等も踏まえて検討する必要がある。</li> </ul>
12. 政策立案機能の向上	政策立案は議員側の課題であり、議員の役割と任務を自覚し、住民や関係する当事者の意見聴取、法令や条例についても調査を尽くすなど課題解決や立案に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員の資質向上と共に先進地の視察や勉強会の実施について検討する。</li> <li>○政策提案は議会で取り組むのか、会派で取り組むのかあると思うが、できれば統一したテーマで調査や議論を重ねてまとめるのが良いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能を強化するために、先進地の視察や研修を充実する。</li> </ul>
13. 議会広報の充実	わかりやすく、読みやすい紙面づくりに努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和光市の広報に刷り込むのではなく、議会単独の発行にすべきだ。</li> <li>○議会に関心を持ってもらうために紙面づくりに工夫は必要だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙面づくりについて、研究や研修を行う。</li> </ul>
14. 定数削減	議員定数は18名のままとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和光市の人口が増えており、定数は現状でよい。</li> <li>○議会の権能や議員の役割と責務について考える必要があり、財政的な面だけで定数の削減を論ずるべきではない。</li> <li>○議会の審査のありかた、議員活動なども含めて幅広く検討する必要がある。</li> </ul>	
15. 議員報酬	報酬引き上げは行わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬改定をおこなう場合、議員の責務や活動範囲、類似団体等の状況もふまえ、多方面から幅広く調査し、協議する必要がある。</li> <li>○報酬審議会の意見も参考にして検討する。</li> </ul>	
16. 意見書案と決議案の取り扱い	改選後の可能な限り、早期に適切な時期をもって、議会運営委員会で再協議を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状のやり方でよいと思うが、意見書案は議員提案もできるので、どう扱うか今後とも検討する必要がある。</li> <li>○議会運営委員会に議案として提出されたものを常任委員会において審査し、本会議で委員長報告に対して討論、採決をおこなう。</li> <li>○改選後の議会運営委員会において、意見書案と決議案の扱いについては、協議を委ねるのがよい。</li> </ul>	
17. 議会運営委員会委員の定数	議運の委員は、2名以上の会派とし、1人会派はオブザーバーとして出席する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会運営委員会を民主的にすすめるために、1人会派もオブザーバーとして参加し発言できるようになっている。</li> <li>○所属会派の人数分の議決権を持つという提案は、一人一票制という民主主義に反するものであり理解できない。</li> </ul>	
18. 委員長報告への質疑	議員は、所属外の委員長報告に対して質疑を行う事ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員の発言は会記録を参照することができる点や報告は委員長に一任しているので現状のままでよい。</li> <li>○2人以上の会派であれば、それぞれ所属外の委員長に質問ができ、一人会派の場合は審議を尽くしたうえで委員長に要望として伝えることもできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告は少数意見を省略するのが通例だとする意見と会議規則に則り少数意見を尊重することが民主主義の基本だとする意見があった。</li> </ul>
19. 粗稿の取り扱い	議会基本条例の見直しに該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○粗稿はあくまでも校正前のものであり、慎重に扱う必要がある。</li> <li>○これまでどおり紙ベースの粗稿を活用するのがよいと思う。</li> <li>○議会基本条例の見直しに該当しない。</li> </ul>	